

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年3月7日提出
【発行者名】	三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目９番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-4223-3037
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ワールド・リート・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	１兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年9月9日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について有価証券報告書の提出に伴う関係情報の更新等およびファンドの投資対象とする「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の重大な約款変更（運用指図権限の委託先の変更）可決に伴う所要の変更を行うため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前> および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

第一部【証券情報】

（ ７ ）【申込期間】

< 訂正前 >

2024年 9月10日から2025年 9月 9日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

主要投資対象である「ワールド・リート・オープン マザーファンド（以下、マザーファンドという場合があります。）」について、運用指図権限の委託先を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクからシービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセッツ・エルエルシーに変更する重大な約款変更の手続きを行う予定です。マザーファンドの重大な約款変更が見送られた場合、「申込期間」は2025年3月7日までとなります。

< 訂正後 >

2024年 9月10日から2025年 9月 9日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（ １ ２ ）【その他】

< 更新後 >

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

< 更新後 >

当ファンドは、値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、1兆円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式 債券	MMF	インデックス型
	海外	不動産投信	MRF	
追加型	内外	その他資産 ()	ETF	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデック ス	特殊型
株式	年１回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッ ジ)	日経２２５	ブル・ベア型
一般 大型株 中小型株 債券	年２回 年４回 年６回 (隔月)	日本 北米 欧州 アジア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX その他 ()	条件付運用型 ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 その他 ()
一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ()	年12回 (毎月)	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)				
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (不動産投 信))	日々 その他 ()	エマージング				
資産複合						

()						
-----	--	--	--	--	--	--

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ

(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に規定するＭＭＦをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に規定するＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

訂正有価証券届出書（内国投資信託）

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。	
決算頻度	年１回	信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年２回	信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年４回	信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年６回（隔月）	信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。	
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。	
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	
投資対象 地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	

	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）にのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対 象 イ ン デックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

〔ファンドの目的・特色〕

ファンドの目的

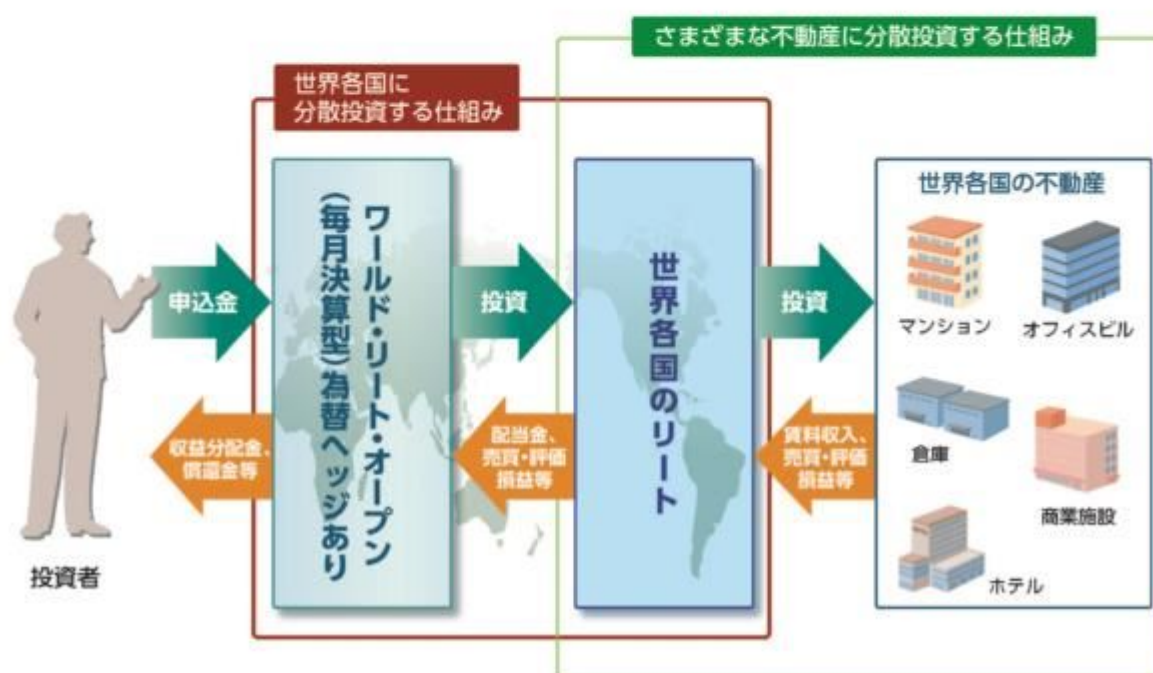
安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色 **1**

世界各国の上場不動産投資信託（リート）に分散投資します。

- ◆ 世界各国の様々な業種のリートに分散投資することで、リート自体が持つ分散効果が更に拡大され、特定の国、特定の業種の景気変動の影響を受けるリスク等を分散・軽減する効果が期待されます。
- ◆ リートの組入比率は、原則として高位を保ちます。



*当ファンドはファミリーファンド方式による運用を行っています。上記では、マザーファンドの記載が省略されています。

リートとは

リートとは、複数の投資者から集めた資金等で様々な不動産に投資し、その投資先の不動産から生じる賃料や売却益等を投資者に配当金として分配する仕組みの商品です。



好利回り

一般的に、収益の一定以上を配当するなど一定の適格要件を満たすことで法人税等が減免される仕組みとなっており、収益の大部分を投資者が受け取ることで好利回りが期待されます。



流動性

金融商品取引所に上場しているリートは、株式等と同様に売買することができます。



専門家の不動産運営

不動産の専門家が不動産の取得・運営管理等を行います。



少額から投資可能

不動産への直接投資と比べ、少額の資金で投資を行うことができます。



不動産投資のリスク分散

複数の不動産に分散投資を行うことにより、個別不動産のリスクを分散・軽減する効果が期待されます。

特色2

MSIMグループの運用ノウハウを活用します。

MSIMグループ(モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・グループ)とは…

世界各国に拠点を持つグローバル総合金融機関であるモルガン・スタンレー・グループの資産運用部門で、リート(不動産関連株式等を含みます。)運用において大手の資産運用グループのひとつです。

◆ 運用体制は以下の通りです。

● MSIMグループのグローバル・リート運用体制



- モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(MSIM(米国))にマザーファンドの資金配分および不動産投資信託証券の運用に関する権限を委託します。
- MSIM(米国)は、欧州地域および中東地域の不動産投資信託証券に関する運用の指図に関する権限をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(MSIM(ロンドン))に、アジア・オセアニア地域(日本を含みます。)の不動産投資信託証券に関する運用の指図に関する権限をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー(MSIM(シンガポール))に、更に委託することができます。

◆ ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチ(運用手法)の融合によって行います。

【トップダウン(アプローチ)】

運用方針の決定プロセスの一つです。まずマクロ分析により、景気、金利、為替といった経済全体に関わる要因を予測し、国別配分を決定し、次に株式、債券、為替などの資産別配分を決定し、具体的な組入れ銘柄を決定していく方法です。

【ボトムアップ(アプローチ)】

投資対象となる個別企業の調査、分析に裏付けられた投資判断をもとに銘柄選定を行い、その積み上げによりポートフォリオを構築していく方法です。

◆ 相対的に割安で好配当が期待される銘柄に投資し、安定した配当利回りの確保と、値上がり益の獲得を目指します。

【配当利回り】

リーツの価格に対する年間配当金の割合を示す指標であり、リーツの価格水準の判断材料の一つとなります。

※委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

※「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の約款変更の実施が可決されたため、2025年3月31日より以下の記載となります。

特色2

ワールド・リート・オープン マザーファンドの資金配分および不動産投資信託証券の運用の指図に関する権限は、シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシー（以下CBRE IM LRA）に委託します。

- ◆ 不動産証券に注力した運用会社であるCBRE IM LRAが運用を行います。
- ◆ CBRE IM LRAは、世界的な不動産サービス会社であるシービーアールイー・グループ（CBREグループ）の不動産証券等を扱う運用会社です。同社は、CBREグループの世界各国に展開したネットワークから不動産／マーケット情報・リサーチ情報を最大限活用することができます。
- ◆ ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチ（運用手法）の融合によって行います。

❗ 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

<運用プロセス図>



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html) でご覧いただけます。

特色3 原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。

- ◆ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。なお、為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該通貨との相関等を勘案し、他の通貨による代替ヘッジを行う場合があります。

＜為替ヘッジの活用＞

為替予約取引を活用し為替ヘッジを行うことにより、為替ヘッジをしなかった場合と比較して安定した値動きが期待されます。ただし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

＜投資リターンのイメージ図＞



※上記は為替ヘッジを理解して頂くためのイメージ図であり、ファンドの将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

特色4 毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆ 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。
- 原則として、分配対象額の水準等を考慮し、安定した分配を継続することをめざします。基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

また、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



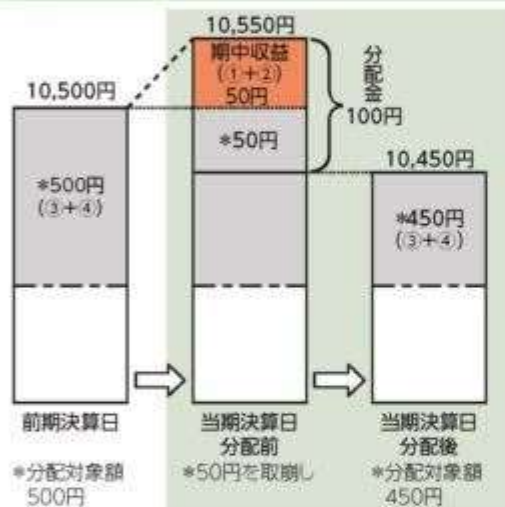
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

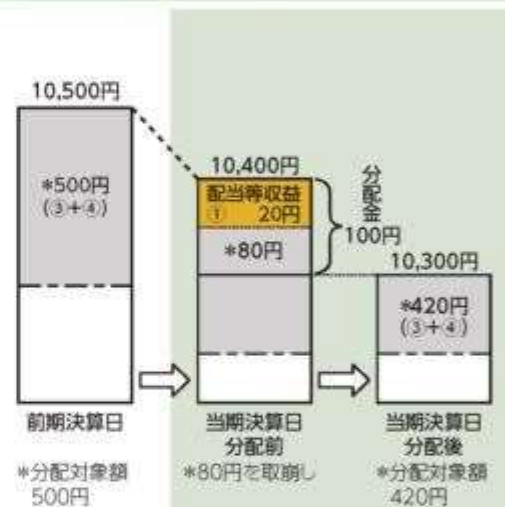
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

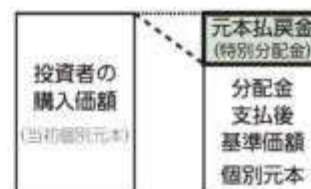
- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

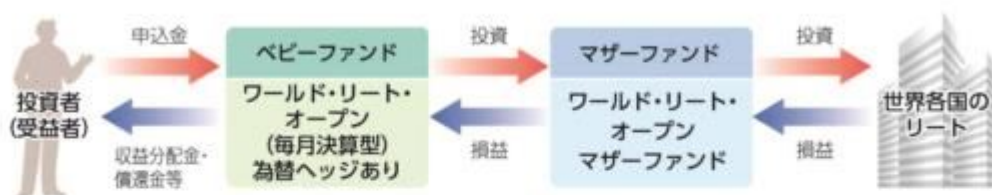


普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



●ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

■ 主な投資制限

主要投資対象とする投資信託証券等以外の投資	主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への実質投資は、債券買い現先取引に限ります。
投資信託証券への投資	投資信託証券への実質投資割合に制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
同一銘柄の投資信託証券への投資	同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、当ファンドの純資産総額の10%以下とします。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

2017年1月20日

設定日、信託契約締結、運用開始

< 訂正後 >

2017年1月20日

設定日、信託契約締結、運用開始

2025年3月31日

ファンドの主要投資対象であるワールド・リート・オープン マザーファンドの資金配分および不動産投資信託証券の運用に関する権限の委託先を「モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク」から「シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシー」に変更。
(予定)

（３）【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）

お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等

販売会社

募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者） 三菱ＵＦＪ 信託銀行株式会社 （再信託受託会社： 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱ＵＦＪアセットマネ ジメント株式会社	再委託先 モルガン・スタンレー・ インベストメント・ マネジメント・インク
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。	マザーファンドの資金配分および不動産投資信託証券に関する運用の指図等を行います。
投資 ↓ ↑ 損益		
マザーファンド		
投資 ↓ ↑ 損益		
有価証券等		

マザーファンドの重大な約款変更の実施が確定した場合、2025年3月31日より以下の記載となります。

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）		
お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等		
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。	
お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等		
受託会社（受託者） 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱ＵＦＪアセットマネジ メント株式会社	再委託先 シービーアールイー・インベ ストメントマネジメント・ リステッドリアルアセット・ エルエルシー
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。	マザーファンドの資金配分および不動産投資信託証券に関する運用の指図等を行います。
投資 ↓ ↑ 損益		
マザーファンド		
投資 ↓ ↑ 損益		
有価証券等		

< 訂正後 >

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）		
お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等		
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。	
お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等		
受託会社（受託者） 三菱ＵＦＪ 信託銀行株式会社 （再信託受託会社： 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱ＵＦＪアセットマネ ジメント株式会社	再委託先 モルガン・スタンレー・ インベストメント・ マネジメント・インク
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。	マザーファンドの資金配分および不動産投資信託証券に関する運用の指図等を行います。
投資 ↓ ↑ 損益		
マザーファンド		

投資 ↓ ↑ 損益
有価証券等

マザーファンドの重大な約款変更の実施が確定したため、2025年3月31日より以下の記載となります。

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）		
お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等		
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。	
お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等		
受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱UFJアセットマネジメント株式会社	再委託先 シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシー
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。	マザーファンドの資金配分および不動産投資信託証券に関する運用の指図等を行います。
投資 ↓ ↑ 損益		
マザーファンド		
投資 ↓ ↑ 損益		
有価証券等		

< 訂正前 >

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

委託会社の概況（2024年6月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

- 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
- 2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
- 2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号	211,581株	100.0%

< 訂正後 >

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

委託会社の概況（2024年12月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号	211,581株	100.0%

（２）【投資対象】

<訂正前>

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

- ２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とするワールド・リート・オープン マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

- １．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ２．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から２．の証券または証書の性質を有するもの
- ４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- ５．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- ６．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、１．の証券および３．の証券または証書のうち１．の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）に限り行うことができます。また、４．および５．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

<ワールド・リート・オープン マザーファンドの概要>

（基本方針）

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

（運用方法）

投資対象

世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

投資態度

世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。

ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、２つのアプローチの融合によって行います。

不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用指図委託契約に基づき、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに運用の指図に関する権限を委託します。また、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは委託を受けた運用の指図に関する権限の一部を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに更に委託することができます。（注）

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

（投資制限）

主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限ります。

有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

マザーファンドの重大な約款変更の実施が確定した場合、2025年3月31日より以下の記載となります。

（基本方針）

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

（運用方法）

投資対象

世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

投資態度

世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。

ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、２つのアプローチの融合によって行います。

不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用指図委託契約に基づき、シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシーに運用の指図に関する権限を委託します。（注）

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

（投資制限）

主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限ります。

有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<訂正後>

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

- 2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とするワールド・リート・オープン マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

- 1．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 2．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 3．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1．から2．の証券または証書の性質を有するもの
- 4．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 5．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 6．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

なお、1．の証券および3．の証券または証書のうち1．の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）に限り行うことができます。また、4．および5．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

<ワールド・リート・オープン マザーファンドの概要>

（基本方針）

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

（運用方法）

投資対象

世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

投資態度

世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。

ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。

不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用指図委託契約に基づき、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに運用の指図に関する権限を委託します。また、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは委託を受けた運用の指図に関する権限の一部を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに更に委託することができます。（注）

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

（投資制限）

主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限りします。

有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

マザーファンドの重大な約款変更の実施が確定したため、2025年3月31日より以下の記載となります。

（基本方針）

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

（運用方法）

投資対象

世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

投資態度

世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。

ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。

不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用指図委託契約に基づき、シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッ

ドリアルアセット・エルエルシーに運用の指図に関する権限を委託します。（注）

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

（投資制限）

主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限りします。

有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

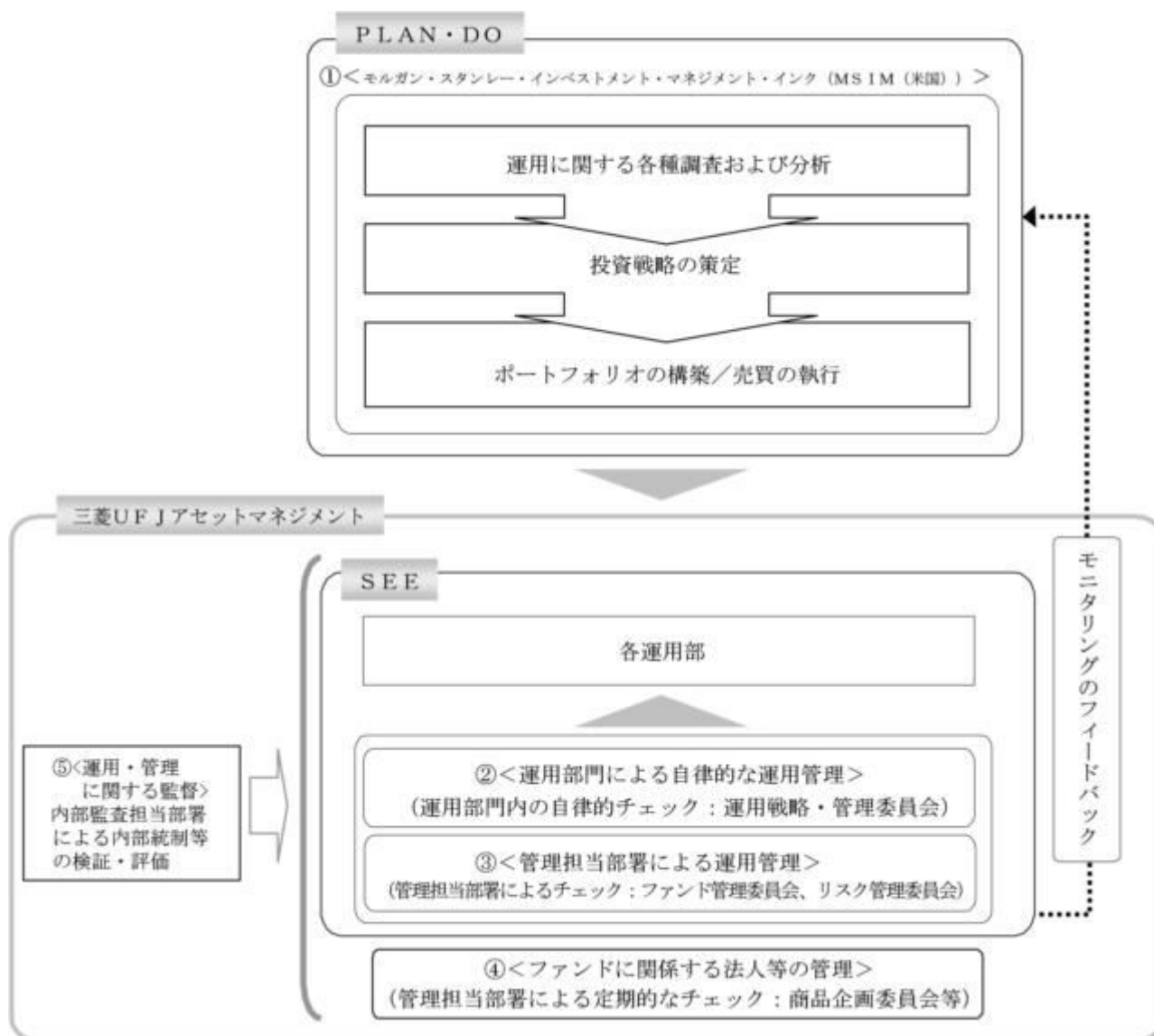
投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

< 更新後 >



運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは、マザーファンドの運用の指図に関する権限のうち、資金配分および不動産投資信託証券の運用に関する権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（MSIM（米国））（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

MSIM（米国）は、欧州地域および中東地域の不動産投資信託証券に関する運用の指図に関する権限をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド（MSIM（ロンドン））に、アジア・オセアニア地域（日本を含みます。）の不動産投資信託証券に関する運用の指図に関する権限をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー（MSIM（シンガポール））に、更に委託することができます。

運用部門による自律的な運用管理

委託会社では、運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

ファンドに係る法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

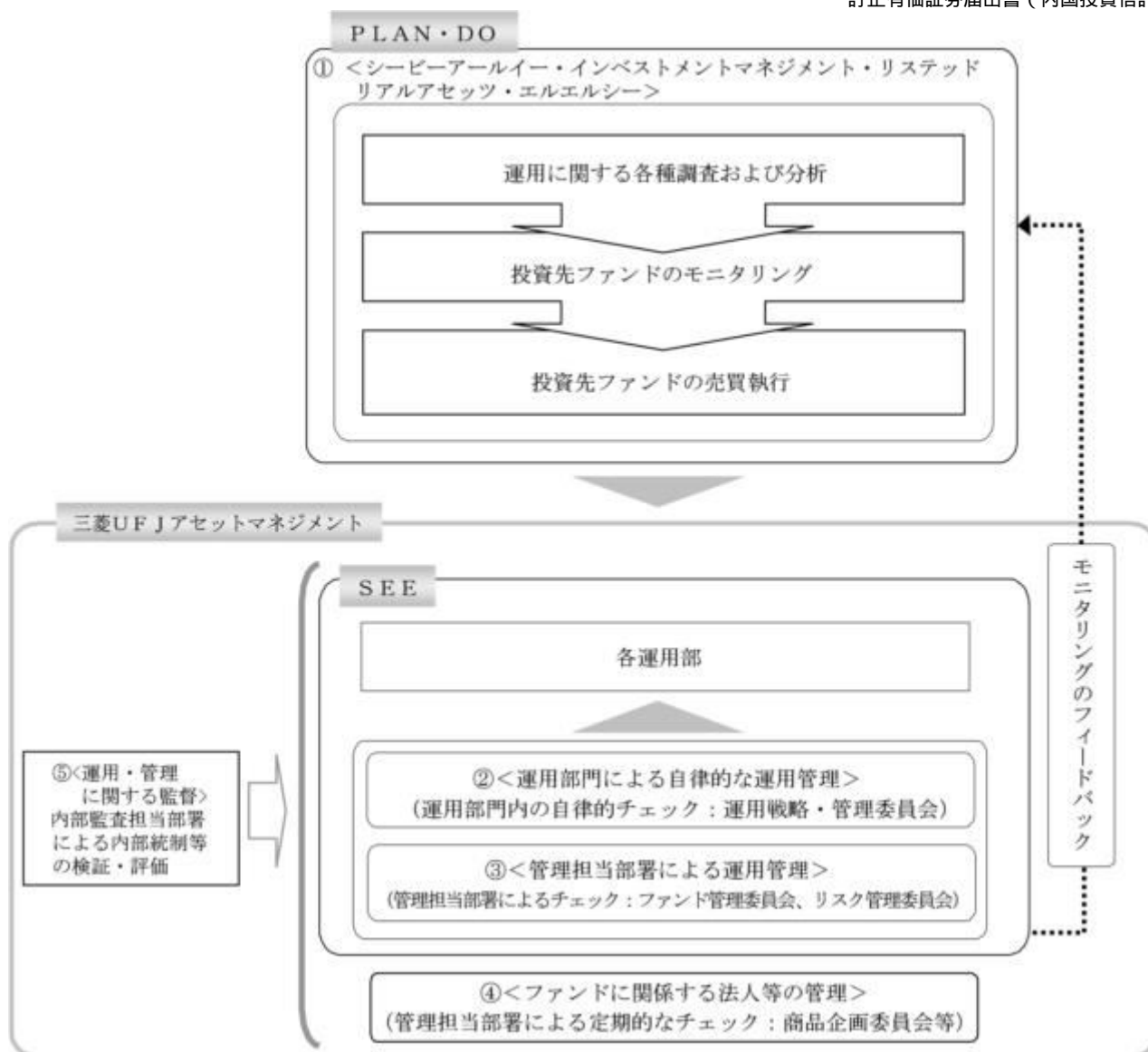
内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」https://www.am.mufig.jp/investment_policy/fm.html

マザーファンドの重大な約款変更の実施が確定したため、2025年3月31日より以下の記載となります。



運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは、マザーファンドの運用の指図に関する権限のうち、資金配分および不動産投資信託証券の運用に関する権限を、シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシー（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

運用部門による自律的な運用管理

委託会社では、運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

ファンドに関係する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」https://www.am.mufig.jp/investment_policy/fm.html

3【投資リスク】

< 更新後 >

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なりスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動リスク

リートの価格は当該リートが組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リートの価格が上昇すれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、リートの価格が下落すれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該通貨との相関等を勘案し、他の通貨による代替ヘッジを行う場合があります。その場合、為替ヘッジ効果が得られない可能性や、円と当該通貨との為替変動の影響を受ける可能性があります。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

金利変動リスク

金利上昇時にはリートの配当利回りの相対的な魅力が弱まるため、リートの価格が下落して当ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。また、リートが資金調達を行う場合、金利上昇時には借入金負担が大きくなるため、リートの価格や配当率が下落し、当ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。

信用リスク

リートの倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、リートの価格が下落すれば、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に、リートは市場規模や取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

その他の主な留意点

a．受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

b．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

c．リートの構造上のリスク

（a）リートが投資する不動産に関するリスク

リートが投資を行う不動産の特性（所在地、使用目的、権利関係など）や状況（稼働率、賃料水準など）に対する評価は、リートの価格形成等に影響を与えることがあります。投資先の不動産が火災や自然災害等により被害を受けた場合等には、リートの価格が下落することがあります。

（b）リートの経営陣等に関するリスク

リートの経営陣等による不動産の取得・運営管理手法等が、リートの収益力や財務力に影響を与え、ひいてはリートの価格形成等に影響を与えることがあります。

（c）リートの資金調達に関するリスク

リートは制度上、収益の一定割合以上を投資者に配当する必要があるため、内部留保できる資金額には限界があり、新たな不動産の取得や開発にあたっては、外部から資金を調達する場合があります。債務が過大となり、財務内容が良好でないと判断されたリートは、外部からの資金調達が困難となったり、価格が下落することがあります。

（d）リートの規模に関するリスク

一般的にリートの時価総額は事業会社等と比較して規模が小さく、資本市場での認知度も低いことから、資金調達に支障をきたすことがあります。

（e）リートの規制環境に関するリスク

リートに関する法律・税制・会計等の規制環境の変化は、リートの価格形成等に影響を与えることがあります。

d．当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

e．当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびリスク・モニタリング部門によって実施しております。同部門により、投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システム等により売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデ・タ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2020年1月末～2024年12月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2020年1月末～2024年12月末)



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPMorgan GBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPMorgan GBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

< 訂正前 >

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.705%（税抜1.550%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）
上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.900%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.550%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.100%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年6・12月の10日（休業日の場合は翌営業日）およびマザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬の合計額は、マザーファンドの計算期間を通じて毎日、マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年率（上限0.60%）をかけた額とします。

実質的な主要投資対象である不動産投資信託には運用等にかかる費用が発生しますが、投資する不動産投資信託は固定されていない等により、あらかじめ金額および上限等を記載することはできません。

マザーファンドの重大な約款変更の実施が確定した場合、当ファンドについて約款変更を実施し、2025年3月31日より以下の記載となります。

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.463%（税抜1.330%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）
上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.680%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.550%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.100%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年6・12月の10日（休業日の場合は翌営業日）およびマザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬の合計額は、マザーファンドの計算期間を通じて毎日、マザーファンドの純資産総額に対して、年率0.30%をかけた額とします。

実質的な主要投資対象である不動産投資信託には運用等にかかる費用が発生しますが、投資する不動産投資信託は固定されていない等により、あらかじめ金額および上限等を記載することはで

きません。

<訂正後>

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.705%（税抜1.550%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）
上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.900%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.550%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.100%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年6・12月の10日（休業日の場合は翌営業日）およびマザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬の合計額は、マザーファンドの計算期間を通じて毎日、マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年率（上限0.60%）をかけた額とします。

実質的な主要投資対象である不動産投資信託には運用等にかかる費用が発生しますが、投資する不動産投資信託は固定されていない等により、あらかじめ金額および上限等を記載することはできません。

マザーファンドの重大な約款変更の実施が確定したため、当ファンドについて約款変更を実施し、2025年3月31日より以下の記載となります。

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.463%（税抜1.330%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）
上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.680%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.550%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.100%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年6・12月の10日（休業日の場合は翌営業日）およびマザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬の合計額は、マザーファンドの計算期間を通じて毎日、マザーファンドの純資産総額に対して、年率0.30%をかけた額とします。

実質的な主要投資対象である不動産投資信託には運用等にかかる費用が発生しますが、投資する不動産投資信託は固定されていない等により、あらかじめ金額および上限等を記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

< 更新後 >

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元

本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2024年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2024年6月11日～2024年12月10日）における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2.06%	1.71%	0.35%

（比率は年率、表示桁数未満四捨五入）

※当期間後に信託報酬率に変更となります。

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

【ワールド・リート・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり】

（１）【投資状況】

2024年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	67,807,776	97.16
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,981,107	2.84
純資産総額		69,788,883	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2024年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	ワールド・リート・オープン マ ザーファンド	17,525,465	3.8896	68,167,049	3.8691	67,807,776	97.16

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.16
合計	97.16

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年12月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

		純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日	（2017年 2月10日）	67,990,444	67,990,444	10,057	10,057
第2計算期間末日	（2017年 3月10日）	66,346,634	66,346,634	9,839	9,839
第3計算期間末日	（2017年 4月10日）	67,836,661	67,836,661	10,127	10,127
第4計算期間末日	（2017年 5月10日）	68,025,097	68,093,424	9,956	9,966
第5計算期間末日	（2017年 6月12日）	73,509,023	73,582,300	10,032	10,042
第6計算期間末日	（2017年 7月10日）	120,847,742	120,970,593	9,837	9,847
第7計算期間末日	（2017年 8月10日）	141,532,223	141,674,714	9,933	9,943
第8計算期間末日	（2017年 9月11日）	173,422,566	173,596,692	9,960	9,970
第9計算期間末日	（2017年10月10日）	168,472,387	168,642,478	9,905	9,915
第10計算期間末日	（2017年11月10日）	144,768,261	144,912,996	10,002	10,012
第11計算期間末日	（2017年12月11日）	119,992,679	120,112,078	10,050	10,060
第12計算期間末日	（2018年 1月10日）	132,506,253	132,640,352	9,881	9,891
第13計算期間末日	（2018年 2月13日）	123,649,241	123,784,174	9,164	9,174
第14計算期間末日	（2018年 3月12日）	125,163,782	125,299,218	9,242	9,252
第15計算期間末日	（2018年 4月10日）	135,489,457	135,635,648	9,268	9,278
第16計算期間末日	（2018年 5月10日）	140,976,475	141,124,245	9,540	9,550
第17計算期間末日	（2018年 6月11日）	148,761,744	148,913,970	9,772	9,782
第18計算期間末日	（2018年 7月10日）	125,585,470	125,711,141	9,993	10,003
第19計算期間末日	（2018年 8月10日）	126,128,028	126,254,475	9,975	9,985
第20計算期間末日	（2018年 9月10日）	127,215,820	127,343,145	9,991	10,001
第21計算期間末日	（2018年10月10日）	123,038,596	123,166,990	9,583	9,593
第22計算期間末日	（2018年11月12日）	129,707,899	129,841,692	9,695	9,705
第23計算期間末日	（2018年12月10日）	131,715,063	131,850,533	9,723	9,733
第24計算期間末日	（2019年 1月10日）	136,686,821	136,834,343	9,266	9,276
第25計算期間末日	（2019年 2月12日）	135,081,600	135,218,391	9,875	9,885
第26計算期間末日	（2019年 3月11日）	130,955,892	131,090,578	9,723	9,733

第27計算期間末日	(2019年 4月10日)	135,336,413	135,473,063	9,904	9,914
第28計算期間末日	(2019年 5月10日)	134,457,904	134,595,800	9,751	9,761
第29計算期間末日	(2019年 6月10日)	135,543,694	135,682,040	9,797	9,807
第30計算期間末日	(2019年 7月10日)	135,661,458	135,798,323	9,912	9,922
第31計算期間末日	(2019年 8月13日)	166,313,813	166,487,004	9,603	9,613
第32計算期間末日	(2019年 9月10日)	171,344,061	171,518,511	9,822	9,832
第33計算期間末日	(2019年10月10日)	172,453,652	172,628,927	9,839	9,849
第34計算期間末日	(2019年11月11日)	173,320,694	173,495,649	9,907	9,917
第35計算期間末日	(2019年12月10日)	174,949,236	175,124,445	9,985	9,995
第36計算期間末日	(2020年 1月10日)	170,882,602	171,057,191	9,788	9,798
第37計算期間末日	(2020年 2月10日)	144,096,713	144,241,930	9,923	9,933
第38計算期間末日	(2020年 3月10日)	123,146,551	123,291,604	8,490	8,500
第39計算期間末日	(2020年 4月10日)	109,094,295	109,241,663	7,403	7,413
第40計算期間末日	(2020年 5月11日)	104,556,896	104,705,859	7,019	7,029
第41計算期間末日	(2020年 6月10日)	119,209,787	119,359,072	7,985	7,995
第42計算期間末日	(2020年 7月10日)	104,557,646	104,705,078	7,092	7,102
第43計算期間末日	(2020年 8月11日)	111,059,922	111,209,074	7,446	7,456
第44計算期間末日	(2020年 9月10日)	110,023,816	110,173,234	7,363	7,373
第45計算期間末日	(2020年10月12日)	111,384,940	111,533,641	7,490	7,500
第46計算期間末日	(2020年11月10日)	115,871,899	116,021,450	7,748	7,758
第47計算期間末日	(2020年12月10日)	116,861,000	117,006,815	8,014	8,024
第48計算期間末日	(2021年 1月12日)	113,676,483	113,822,147	7,804	7,814
第49計算期間末日	(2021年 2月10日)	118,281,873	118,425,404	8,241	8,251
第50計算期間末日	(2021年 3月10日)	120,286,562	120,431,452	8,302	8,312
第51計算期間末日	(2021年 4月12日)	126,725,064	126,870,763	8,698	8,708
第52計算期間末日	(2021年 5月10日)	128,904,214	129,046,165	9,081	9,091
第53計算期間末日	(2021年 6月10日)	133,988,587	134,128,344	9,587	9,597
第54計算期間末日	(2021年 7月12日)	134,355,879	134,495,106	9,650	9,660
第55計算期間末日	(2021年 8月10日)	134,357,747	134,495,859	9,728	9,738
第56計算期間末日	(2021年 9月10日)	137,048,556	137,189,070	9,753	9,763
第57計算期間末日	(2021年10月11日)	126,412,815	126,547,488	9,387	9,397
第58計算期間末日	(2021年11月10日)	131,882,237	132,015,598	9,889	9,899
第59計算期間末日	(2021年12月10日)	123,511,885	123,635,811	9,967	9,977
第60計算期間末日	(2022年 1月11日)	124,516,224	124,640,205	10,043	10,053
第61計算期間末日	(2022年 2月10日)	122,766,730	122,892,452	9,765	9,775
第62計算期間末日	(2022年 3月10日)	120,389,522	120,515,567	9,551	9,561
第63計算期間末日	(2022年 4月11日)	127,710,137	127,836,313	10,122	10,132
第64計算期間末日	(2022年 5月10日)	111,582,081	111,708,285	8,841	8,851
第65計算期間末日	(2022年 6月10日)	103,170,047	103,289,862	8,611	8,621
第66計算期間末日	(2022年 7月11日)	101,230,863	101,351,826	8,369	8,379
第67計算期間末日	(2022年 8月10日)	99,387,352	99,499,792	8,839	8,849
第68計算期間末日	(2022年 9月12日)	97,889,883	98,004,044	8,575	8,585
第69計算期間末日	(2022年10月11日)	81,641,727	81,756,189	7,133	7,143

第70計算期間末日	(2022年11月10日)	77,862,813	77,967,166	7,461	7,471
第71計算期間末日	(2022年12月12日)	82,187,579	82,293,525	7,757	7,767
第72計算期間末日	(2023年 1月10日)	80,840,789	80,946,983	7,613	7,623
第73計算期間末日	(2023年 2月10日)	83,951,042	84,055,664	8,024	8,034
第74計算期間末日	(2023年 3月10日)	79,768,276	79,873,216	7,601	7,611
第75計算期間末日	(2023年 4月10日)	79,734,152	79,840,019	7,531	7,541
第76計算期間末日	(2023年 5月10日)	80,753,845	80,859,788	7,622	7,632
第77計算期間末日	(2023年 6月12日)	79,029,516	79,134,264	7,545	7,555
第78計算期間末日	(2023年 7月10日)	78,935,986	79,040,565	7,548	7,558
第79計算期間末日	(2023年 8月10日)	78,171,090	78,274,169	7,584	7,594
第80計算期間末日	(2023年 9月11日)	76,336,911	76,439,625	7,432	7,442
第81計算期間末日	(2023年10月10日)	73,080,178	73,184,074	7,034	7,044
第82計算期間末日	(2023年11月10日)	71,470,271	71,572,861	6,967	6,977
第83計算期間末日	(2023年12月11日)	76,328,559	76,431,230	7,434	7,444
第84計算期間末日	(2024年 1月10日)	77,736,397	77,836,958	7,730	7,740
第85計算期間末日	(2024年 2月13日)	72,529,660	72,625,965	7,531	7,541
第86計算期間末日	(2024年 3月11日)	72,902,793	72,996,982	7,740	7,750
第87計算期間末日	(2024年 4月10日)	69,905,786	69,997,244	7,643	7,653
第88計算期間末日	(2024年 5月10日)	69,345,640	69,437,860	7,520	7,530
第89計算期間末日	(2024年 6月10日)	69,111,397	69,203,311	7,519	7,529
第90計算期間末日	(2024年 7月10日)	69,426,381	69,518,073	7,572	7,582
第91計算期間末日	(2024年 8月13日)	73,252,516	73,345,654	7,865	7,875
第92計算期間末日	(2024年 9月10日)	77,110,381	77,204,203	8,219	8,229
第93計算期間末日	(2024年10月10日)	81,627,684	81,727,995	8,137	8,147
第94計算期間末日	(2024年11月11日)	75,686,158	75,779,120	8,142	8,152
第95計算期間末日	(2024年12月10日)	73,063,822	73,154,727	8,037	8,047
2023年12月末日		79,656,440	—	7,902	—
2024年 1月末日		73,251,232	—	7,564	—
2月末日		71,228,043	—	7,560	—
3月末日		71,317,676	—	7,757	—
4月末日		67,388,388	—	7,360	—
5月末日		68,318,348	—	7,431	—
6月末日		69,074,466	—	7,526	—
7月末日		73,356,664	—	7,883	—
8月末日		75,948,127	—	8,114	—
9月末日		82,366,392	—	8,327	—
10月末日		82,542,510	—	8,227	—
11月末日		76,586,513	—	8,314	—
12月末日		69,788,883	—	7,689	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	—円

第2計算期間	—円
第3計算期間	—円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円
第10計算期間	10円
第11計算期間	10円
第12計算期間	10円
第13計算期間	10円
第14計算期間	10円
第15計算期間	10円
第16計算期間	10円
第17計算期間	10円
第18計算期間	10円
第19計算期間	10円
第20計算期間	10円
第21計算期間	10円
第22計算期間	10円
第23計算期間	10円
第24計算期間	10円
第25計算期間	10円
第26計算期間	10円
第27計算期間	10円
第28計算期間	10円
第29計算期間	10円
第30計算期間	10円
第31計算期間	10円
第32計算期間	10円
第33計算期間	10円
第34計算期間	10円
第35計算期間	10円
第36計算期間	10円
第37計算期間	10円
第38計算期間	10円
第39計算期間	10円
第40計算期間	10円
第41計算期間	10円
第42計算期間	10円
第43計算期間	10円
第44計算期間	10円

第45計算期間	10円
第46計算期間	10円
第47計算期間	10円
第48計算期間	10円
第49計算期間	10円
第50計算期間	10円
第51計算期間	10円
第52計算期間	10円
第53計算期間	10円
第54計算期間	10円
第55計算期間	10円
第56計算期間	10円
第57計算期間	10円
第58計算期間	10円
第59計算期間	10円
第60計算期間	10円
第61計算期間	10円
第62計算期間	10円
第63計算期間	10円
第64計算期間	10円
第65計算期間	10円
第66計算期間	10円
第67計算期間	10円
第68計算期間	10円
第69計算期間	10円
第70計算期間	10円
第71計算期間	10円
第72計算期間	10円
第73計算期間	10円
第74計算期間	10円
第75計算期間	10円
第76計算期間	10円
第77計算期間	10円
第78計算期間	10円
第79計算期間	10円
第80計算期間	10円
第81計算期間	10円
第82計算期間	10円
第83計算期間	10円
第84計算期間	10円
第85計算期間	10円
第86計算期間	10円
第87計算期間	10円

第88計算期間	10円
第89計算期間	10円
第90計算期間	10円
第91計算期間	10円
第92計算期間	10円
第93計算期間	10円
第94計算期間	10円
第95計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	0.57
第2計算期間	2.16
第3計算期間	2.92
第4計算期間	1.58
第5計算期間	0.86
第6計算期間	1.84
第7計算期間	1.07
第8計算期間	0.37
第9計算期間	0.45
第10計算期間	1.08
第11計算期間	0.57
第12計算期間	1.58
第13計算期間	7.15
第14計算期間	0.96
第15計算期間	0.38
第16計算期間	3.04
第17計算期間	2.53
第18計算期間	2.36
第19計算期間	0.08
第20計算期間	0.26
第21計算期間	3.98
第22計算期間	1.27
第23計算期間	0.39
第24計算期間	4.59
第25計算期間	6.68
第26計算期間	1.43
第27計算期間	1.96
第28計算期間	1.44
第29計算期間	0.57
第30計算期間	1.27
第31計算期間	3.01
第32計算期間	2.38

第33計算期間	0.27
第34計算期間	0.79
第35計算期間	0.88
第36計算期間	1.87
第37計算期間	1.48
第38計算期間	14.34
第39計算期間	12.68
第40計算期間	5.05
第41計算期間	13.90
第42計算期間	11.05
第43計算期間	5.13
第44計算期間	0.98
第45計算期間	1.86
第46計算期間	3.57
第47計算期間	3.56
第48計算期間	2.49
第49計算期間	5.72
第50計算期間	0.86
第51計算期間	4.89
第52計算期間	4.51
第53計算期間	5.68
第54計算期間	0.76
第55計算期間	0.91
第56計算期間	0.35
第57計算期間	3.65
第58計算期間	5.45
第59計算期間	0.88
第60計算期間	0.86
第61計算期間	2.66
第62計算期間	2.08
第63計算期間	6.08
第64計算期間	12.55
第65計算期間	2.48
第66計算期間	2.69
第67計算期間	5.73
第68計算期間	2.87
第69計算期間	16.69
第70計算期間	4.73
第71計算期間	4.10
第72計算期間	1.72
第73計算期間	5.53
第74計算期間	5.14
第75計算期間	0.78

第76計算期間	1.34
第77計算期間	0.87
第78計算期間	0.17
第79計算期間	0.60
第80計算期間	1.87
第81計算期間	5.22
第82計算期間	0.81
第83計算期間	6.84
第84計算期間	4.11
第85計算期間	2.44
第86計算期間	2.90
第87計算期間	1.12
第88計算期間	1.47
第89計算期間	0.11
第90計算期間	0.83
第91計算期間	4.00
第92計算期間	4.62
第93計算期間	0.87
第94計算期間	0.18
第95計算期間	1.16

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	67,621,922	19,952	67,601,970
第2計算期間	755,977	923,629	67,434,318
第3計算期間	1,029,838	1,475,361	66,988,795
第4計算期間	1,388,461	49,308	68,327,948
第5計算期間	5,586,485	636,452	73,277,981
第6計算期間	51,789,786	2,215,867	122,851,900
第7計算期間	35,874,741	16,235,116	142,491,525
第8計算期間	42,334,171	10,698,706	174,126,990
第9計算期間	16,241,090	20,276,367	170,091,713
第10計算期間	3,782,874	29,139,585	144,735,002
第11計算期間	419,273	25,754,299	119,399,976
第12計算期間	40,422,934	25,723,856	134,099,054
第13計算期間	2,713,887	1,879,280	134,933,661
第14計算期間	1,568,177	1,065,455	135,436,383
第15計算期間	19,676,628	8,921,416	146,191,595
第16計算期間	1,970,798	392,309	147,770,084
第17計算期間	6,127,852	1,671,814	152,226,122
第18計算期間	1,948,474	28,503,131	125,671,465
第19計算期間	910,051	133,824	126,447,692

第20計算期間	2,058,118	1,180,442	127,325,368
第21計算期間	4,009,010	2,939,499	128,394,879
第22計算期間	5,398,846	340	133,793,385
第23計算期間	1,884,123	207,086	135,470,422
第24計算期間	12,086,697	35,006	147,522,113
第25計算期間	6,299,215	17,029,363	136,791,965
第26計算期間	2,848,563	4,953,549	134,686,979
第27計算期間	2,675,064	711,888	136,650,155
第28計算期間	3,029,498	1,782,868	137,896,785
第29計算期間	590,751	141,124	138,346,412
第30計算期間	4,422,593	5,903,102	136,865,903
第31計算期間	38,024,858	1,699,203	173,191,558
第32計算期間	1,373,917	114,848	174,450,627
第33計算期間	1,307,644	482,322	175,275,949
第34計算期間	492,484	812,580	174,955,853
第35計算期間	331,418	77,671	175,209,600
第36計算期間	2,343,167	2,963,280	174,589,487
第37計算期間	404,088	29,776,539	145,217,036
第38計算期間	444,254	608,151	145,053,139
第39計算期間	2,417,215	102,008	147,368,346
第40計算期間	1,595,596	467	148,963,475
第41計算期間	1,020,677	698,337	149,285,815
第42計算期間	2,616,740	4,470,424	147,432,131
第43計算期間	2,763,522	1,042,795	149,152,858
第44計算期間	379,582	113,446	149,418,994
第45計算期間	1,013,807	1,730,830	148,701,971
第46計算期間	3,622,625	2,772,852	149,551,744
第47計算期間	1,684,503	5,421,168	145,815,079
第48計算期間	2,081,527	2,231,705	145,664,901
第49計算期間	1,954,353	4,087,465	143,531,789
第50計算期間	3,167,494	1,808,288	144,890,995
第51計算期間	2,298,588	1,490,058	145,699,525
第52計算期間	3,136,260	6,883,866	141,951,919
第53計算期間	333,537	2,527,995	139,757,461
第54計算期間	1,286,100	1,816,199	139,227,362
第55計算期間	432,818	1,547,795	138,112,385
第56計算期間	3,799,295	1,397,318	140,514,362
第57計算期間	331,279	6,172,395	134,673,246
第58計算期間	278,333	1,590,405	133,361,174
第59計算期間	350,995	9,785,721	123,926,448
第60計算期間	1,317,679	1,262,198	123,981,929
第61計算期間	1,802,562	61,717	125,722,774
第62計算期間	367,534	44,762	126,045,546

第63計算期間	344,357	213,597	126,176,306
第64計算期間	422,062	393,977	126,204,391
第65計算期間	400,234	6,789,212	119,815,413
第66計算期間	1,246,573	98,877	120,963,109
第67計算期間	446,451	8,969,555	112,440,005
第68計算期間	2,054,431	332,689	114,161,747
第69計算期間	682,122	381,222	114,462,647
第70計算期間	349,394	10,458,166	104,353,875
第71計算期間	1,673,996	81,242	105,946,629
第72計算期間	259,441	11,961	106,194,109
第73計算期間	432,074	2,003,455	104,622,728
第74計算期間	339,033	21,385	104,940,376
第75計算期間	2,292,252	1,365,067	105,867,561
第76計算期間	254,271	178,524	105,943,308
第77計算期間	601,807	1,796,492	104,748,623
第78計算期間	259,235	428,578	104,579,280
第79計算期間	304,204	1,804,441	103,079,043
第80計算期間	168,102	532,185	102,714,960
第81計算期間	1,622,799	441,220	103,896,539
第82計算期間	279,281	1,584,941	102,590,879
第83計算期間	255,738	175,440	102,671,177
第84計算期間	1,572,794	3,682,825	100,561,146
第85計算期間	188,341	4,443,934	96,305,553
第86計算期間	100,615	2,216,445	94,189,723
第87計算期間	110,111	2,840,948	91,458,886
第88計算期間	777,446	16,242	92,220,090
第89計算期間	116,344	421,744	91,914,690
第90計算期間	115,930	337,906	91,692,714
第91計算期間	1,528,592	83,116	93,138,190
第92計算期間	781,279	96,984	93,822,485
第93計算期間	8,824,397	2,335,033	100,311,849
第94計算期間	349,686	7,698,947	92,962,588
第95計算期間	262,148	2,319,039	90,905,697

（参考）

ワールド・リート・オープン　マザーファンド

投資状況

2024年12月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	82,121,884,638	75.70
	オーストラリア	7,344,835,286	6.77
	日本	5,785,997,700	5.33

	イギリス	3,570,943,000	3.29
	フランス	2,246,431,740	2.07
	シンガポール	1,746,108,586	1.61
	カナダ	1,084,498,912	1.00
	スペイン	896,653,663	0.83
	香港	787,267,241	0.73
	ベルギー	769,584,337	0.71
	ガーナジー	537,167,817	0.50
	小計	106,891,372,920	98.54
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,586,892,358	1.46
純資産総額		108,478,265,278	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

2024年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	58,311	153,325.45	8,940,560,654	149,109.95	8,694,750,808	8.02
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	393,841	20,476.40	8,064,446,246	19,772.49	7,787,221,172	7.18
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	393,012	18,257.13	7,175,273,376	16,646.86	6,542,417,000	6.03
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	164,749	29,764.73	4,903,709,601	28,178.18	4,642,327,833	4.28
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	129,544	35,905.27	4,651,313,359	34,986.25	4,532,259,081	4.18
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	158,024	28,771.82	4,546,639,484	27,208.54	4,299,602,609	3.96
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	84,721	53,080.46	4,497,029,872	47,153.45	3,994,888,115	3.68
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	148,219	25,174.34	3,731,316,538	24,320.17	3,604,712,018	3.32
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	907,746	3,723.30	3,379,810,682	3,633.66	3,298,444,869	3.04
アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	709,567	5,023.79	3,564,720,424	4,577.72	3,248,205,575	2.99
アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	434,331	5,961.80	2,589,396,380	5,868.47	2,548,861,918	2.35
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	107,644	26,022.19	2,801,132,814	23,424.87	2,521,547,374	2.32
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	237,740	9,658.47	2,296,204,848	9,315.22	2,214,600,450	2.04
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	259,624	8,934.00	2,319,482,478	8,329.75	2,162,605,299	1.99
アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	162,134	11,900.56	1,929,485,720	11,697.41	1,896,548,035	1.75
アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	110,850	18,086.30	2,004,866,488	16,564.60	1,836,186,974	1.69
アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	88,064	19,699.73	1,734,837,657	19,560.53	1,722,579,289	1.59
アメリカ	投資証券	KITE REALTY GROUP TRUST	409,933	4,217.70	1,728,978,294	3,962.40	1,624,322,209	1.50
アメリカ	投資証券	AGREE REALTY CORP	144,462	11,778.08	1,701,485,397	11,120.05	1,606,425,241	1.48
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	527,408	2,995.92	1,580,077,028	2,843.28	1,499,571,519	1.38
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	126,083	11,651.53	1,469,060,967	11,322.52	1,427,577,844	1.32
アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	436,356	3,432.50	1,497,794,588	3,176.25	1,385,977,665	1.28
アメリカ	投資証券	URBAN EDGE PROPERTIES	394,092	3,579.61	1,410,697,004	3,380.30	1,332,151,789	1.23
アメリカ	投資証券	BXP INC	109,697	13,130.52	1,440,378,850	11,801.80	1,294,623,130	1.19
アメリカ	投資証券	CARETRUST REIT INC	297,418	4,561.91	1,356,794,505	4,280.35	1,273,053,374	1.17
アメリカ	投資証券	ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	231,759	5,180.39	1,200,603,164	4,957.36	1,148,913,074	1.06

アメリカ	投資証券	KILROY REALTY CORP	174,636	6,578.70	1,148,878,935	6,498.03	1,134,790,735	1.05
オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	3,222,687	355.58	1,145,939,157	347.70	1,120,544,383	1.03
アメリカ	投資証券	EASTGROUP PROPERTIES INC	43,300	27,518.57	1,191,554,280	25,517.59	1,104,911,976	1.02
アメリカ	投資証券	LAMAR ADVERTISING CO-A	55,943	20,816.48	1,164,536,788	19,285.30	1,078,877,851	0.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率（％）
投資証券	98.54
合計	98.54

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

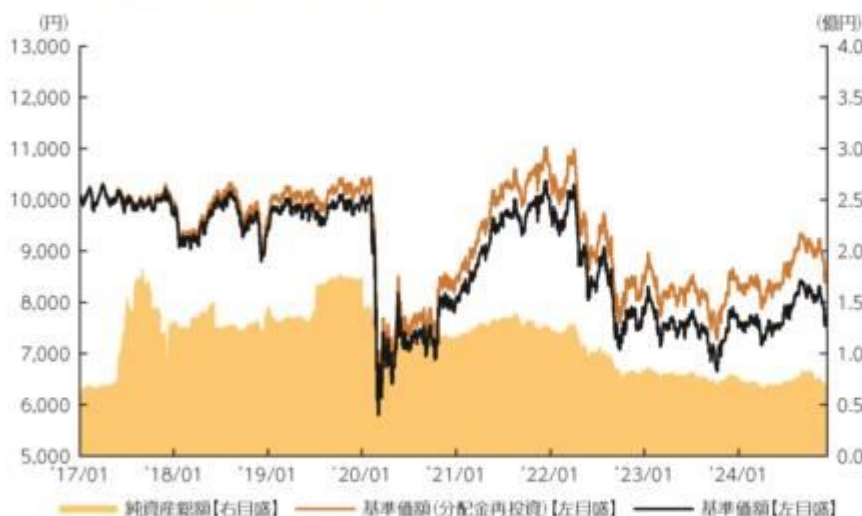
参考情報



運用実績

2024年12月30日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2017年1月20日(設定日)～2024年12月30日



- 基準価額、基準価額（分配金再投資）は10,000を起点として表示
- 基準価額、基準価額（分配金再投資）は運用報酬（信託報酬）控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	7,689円
純資産総額	0.6億円

● 純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2024年12月	10円
2024年11月	10円
2024年10月	10円
2024年9月	10円
2024年8月	10円
2024年7月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	920円

● 分配金は1万口当たり、税引前

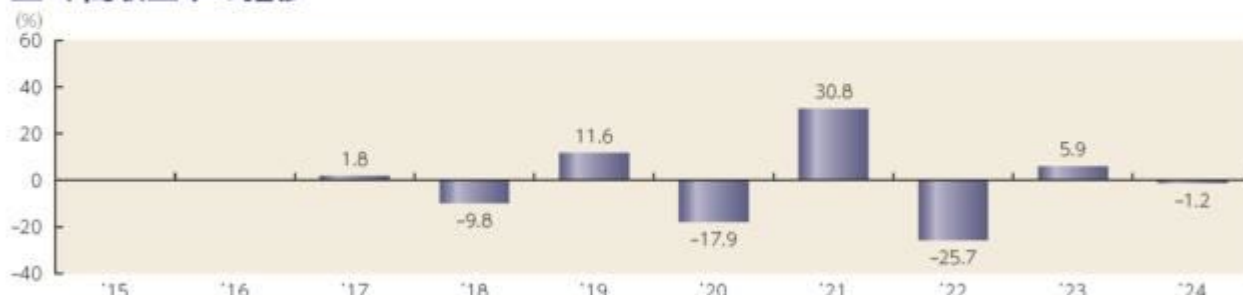
■ 主要な資産の状況

組入上位通貨	比率
1 円	97.6%
2 アメリカドル	2.3%
3 オーストラリアドル	0.2%
4 ユーロ	0.0%
5 シンガポールドル	0.0%
6 イギリスポンド	-0.0%
7 カナダドル	-0.0%
8 香港ドル	-0.0%

組入上位銘柄	業種	国・地域	比率
1 EQUINIX INC	データセンター	アメリカ	7.8%
2 WELLTOWER INC	ヘルスケア	アメリカ	7.0%
3 PROLOGIS INC	産業用施設	アメリカ	5.9%
4 DIGITAL REALTY TRUST INC	データセンター	アメリカ	4.2%
5 AVALONBAY COMMUNITIES INC	住宅	アメリカ	4.1%
6 SIMON PROPERTY GROUP INC	小売り	アメリカ	3.9%
7 PUBLIC STORAGE	倉庫	アメリカ	3.6%
8 MID-AMERICA APARTMENT COMM	住宅	アメリカ	3.2%
9 GOODMAN GROUP	産業用施設	オーストラリア	3.0%
10 VICI PROPERTIES INC	専門特化型	アメリカ	2.9%

● 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）

■ 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額（分配金再投資）で計算
- 2017年は1月20日（設定日）から年末までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

（３）【信託期間】

<訂正前>

2027年1月8日まで（2017年1月20日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

主要投資対象である「ワールド・リート・オープン マザーファンド」について、運用指図権限の委託先を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクからシービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセッツ・エルエルシーに変更する重大な約款変更の手続きを行う予定です。マザーファンドの重大な約款変更が見送られた場合、「信託期間」は2025年4月1日までとなります。

<訂正後>

2027年1月8日まで（2017年1月20日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（５）【その他】

<訂正前>

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに

任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の有効期間は、１年間とします。ただし、相手方に対し90日以上の上記の書面による意思表示の通知がないときは、１年毎に自動延長するものとします。

マザーファンドの重大な約款変更の実施が確定した場合、2025年３月31日より以下の記載となります。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の期間は、原則として、マザーファンドの信託期間終了日までとします。

運用報告書

委託会社は、６ヵ月毎（毎年６月および12月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締

結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<訂正後>

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をする

ことにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の有効期間は、1年間とします。ただし、相手方に対し90日以上の上記の書面による意思表示の通知がないときは、1年毎に自動延長するものとします。

マザーファンドの重大な約款変更の実施が確定したため、2025年3月31日より以下の記載となります。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の期間は、原則として、マザーファンドの信託期間終了日までとします。

運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年6月および12月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2024年6月11日から2024年12月10日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【ワールド・リート・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)		
	前期 [2024年 6月10日現在]	当期 [2024年12月10日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,185,133	491,686
親投資信託受益証券	67,415,981	71,690,109
派生商品評価勘定	38,830	1,046,611
未収入金	242,526	33,006
未収利息	3	2
流動資産合計	69,882,473	73,261,414
資産合計	69,882,473	73,261,414
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	547,749	-
未払金	30,564	-
未払収益分配金	91,914	90,905
未払解約金	324	4,994
未払受託者報酬	6,474	6,547
未払委託者報酬	93,829	94,917
その他未払費用	222	229
流動負債合計	771,076	197,592
負債合計	771,076	197,592
純資産の部		
元本等		
元本	91,914,690	90,905,697
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	22,803,293	17,841,875
（分配準備積立金）	6,508,130	5,855,361
元本等合計	69,111,397	73,063,822
純資産合計	69,111,397	73,063,822
負債純資産合計	69,882,473	73,261,414

(2)【損益及び剰余金計算書】

	前期 自 2023年12月12日 至 2024年 6月10日	当期 自 2024年 6月11日 至 2024年12月10日
営業収益		
受取利息	355	2,342
有価証券売買等損益	8,953,812	5,890,935
為替差損益	6,789,225	114,716
その他収益	-	62
営業収益合計	2,164,942	6,008,055
営業費用		
支払利息	41	-
受託者報酬	39,507	41,771
委託者報酬	572,741	605,553
その他費用	7,297	129,887
営業費用合計	619,586	777,211
営業利益又は営業損失（ ）	1,545,356	5,230,844
経常利益又は経常損失（ ）	1,545,356	5,230,844
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,545,356	5,230,844
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	7,851	20,536
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	26,342,618	22,803,293
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,250,999	2,403,879
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,250,999	2,403,879
剰余金減少額又は欠損金増加額	682,532	2,089,939
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	682,532	2,089,939
分配金	566,647	562,830
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	22,803,293	17,841,875

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [2024年 6月10日現在]	当期 [2024年12月10日現在]
1. 期首元本額	102,671,177円	91,914,690円
期中追加設定元本額	2,865,651円	11,862,032円
期中一部解約元本額	13,622,138円	12,871,025円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	22,803,293円	17,841,875円
3. 受益権の総数	91,914,690口	90,905,697口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2023年12月12日 至 2024年 6月10日	当期 自 2024年 6月11日 至 2024年12月10日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

前期 自 2023年12月12日 至 2024年 6月10日			当期 自 2024年 6月11日 至 2024年12月10日		
2. 分配金の計算過程			2. 分配金の計算過程		
第84期 2023年12月12日 2024年 1月10日			第90期 2024年 6月11日 2024年 7月10日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	430,605円	費用控除後の配当等収益額	A	369,963円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	6,512,753円	収益調整金額	C	6,038,613円
分配準備積立金額	D	6,901,890円	分配準備積立金額	D	6,484,236円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	13,845,248円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	12,892,812円
当ファンドの期末残存口数	F	100,561,146口	当ファンドの期末残存口数	F	91,692,714口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,376円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,406円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	100,561円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	91,692円
第85期 2024年 1月11日 2024年 2月13日			第91期 2024年 7月11日 2024年 8月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	—円	費用控除後の配当等収益額	A	87,522円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	6,250,298円	収益調整金額	C	6,246,521円
分配準備積立金額	D	6,912,766円	分配準備積立金額	D	6,756,478円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	13,163,064円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	13,090,521円
当ファンドの期末残存口数	F	96,305,553口	当ファンドの期末残存口数	F	93,138,190口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,366円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,405円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	96,305円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	93,138円
第86期 2024年 2月14日 2024年 3月11日			第92期 2024年 8月14日 2024年 9月10日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	138,875円	費用控除後の配当等収益額	A	91,865円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	6,120,096円	収益調整金額	C	6,349,397円
分配準備積立金額	D	6,659,679円	分配準備積立金額	D	6,743,862円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	12,918,650円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	13,185,124円
当ファンドの期末残存口数	F	94,189,723口	当ファンドの期末残存口数	F	93,822,485口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,371円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,405円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	94,189円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	93,822円
第87期 2024年 3月12日 2024年 4月10日			第93期 2024年 9月11日 2024年10月10日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	240,677円	費用控除後の配当等収益額	A	187,955円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	5,950,446円	収益調整金額	C	7,432,872円
分配準備積立金額	D	6,502,355円	分配準備積立金額	D	6,579,283円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	12,693,478円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,200,110円
当ファンドの期末残存口数	F	91,458,886口	当ファンドの期末残存口数	F	100,311,849口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,387円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,415円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	91,458円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	100,311円
第88期 2024年 4月11日 2024年 5月10日			第94期 2024年10月11日 2024年11月11日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	—円	費用控除後の配当等収益額	A	34,244円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	6,056,622円	収益調整金額	C	6,910,087円
分配準備積立金額	D	6,650,395円	分配準備積立金額	D	6,156,831円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	12,707,017円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	13,101,162円
当ファンドの期末残存口数	F	92,220,090口	当ファンドの期末残存口数	F	92,962,588口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,377円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,409円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	92,220円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	92,962円

前期 自 2023年12月12日 至 2024年 6月10日			当期 自 2024年 6月11日 至 2024年12月10日		
第89期 2024年 5月11日 2024年 6月10日			第95期 2024年11月12日 2024年12月10日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	71,826円	費用控除後の配当等収益額	A	—円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	6,044,867円	収益調整金額	C	6,774,310円
分配準備積立金額	D	6,528,218円	分配準備積立金額	D	5,946,266円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	12,644,911円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	12,720,576円
当ファンドの期末残存口数	F	91,914,690口	当ファンドの期末残存口数	F	90,905,697口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,375円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,399円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	91,914円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	90,905円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2023年12月12日 至 2024年 6月10日	当期 自 2024年 6月11日 至 2024年12月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2024年 6月10日現在]	当期 [2024年12月10日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左

区分	前期 [2024年 6月10日現在]	当期 [2024年12月10日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [2024年 6月10日現在]	当期 [2024年12月10日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	988,574	1,332,565
合計	988,574	1,332,565

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期 [2024年 6月10日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	47,787,193	—	48,293,442	506,249
	カナダドル	969,023	—	968,107	916
	オーストラリアドル	4,646,229	—	4,608,315	37,914
	イギリスポンド	2,580,710	—	2,612,153	31,443
	香港ドル	316,355	—	319,124	2,769
	シンガポールドル	934,855	—	938,957	4,102
	ユーロ	3,005,453	—	3,008,639	3,186
	合計	60,239,818	—	60,748,737	508,919

当期 [2024年12月10日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	54,959,206	—	54,173,368	785,838
	カナダドル	724,057	—	704,775	19,282
	オーストラリアドル	4,767,514	—	4,630,080	137,434
	イギリスポンド	2,317,629	—	2,295,106	22,523
	香港ドル	487,652	—	480,822	6,830
	シンガポールドル	1,046,018	—	1,027,093	18,925
	ユーロ	2,818,884	—	2,763,105	55,779
	合計	67,120,960	—	66,074,349	1,046,611

（注）時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- （イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- （ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- ２ 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [2024年 6月10日現在]	当期 [2024年12月10日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7519円 (7,519円)	0.8037円 (8,037円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	ワールド・リート・オープン マザーファンド	18,427,913	71,690,109	
合計		18,427,913	71,690,109	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

ワールド・リート・オープン マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[2024年12月10日現在]	
資産の部	
流動資産	
預金	343,334,125
コール・ローン	317,641,911
投資証券	108,357,456,193
未収入金	795,257,780
未収配当金	185,436,952
未収利息	1,866
流動資産合計	109,999,128,827
資産合計	109,999,128,827

[2024年12月10日現在]

負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	768,761
未払解約金	133,081,816
流動負債合計	133,850,577
負債合計	133,850,577
純資産の部	
元本等	
元本	28,240,643,316
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	81,624,634,934
元本等合計	109,865,278,250
純資産合計	109,865,278,250
負債純資産合計	109,999,128,827

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

[2024年12月10日現在]	
1. 期首	2024年 6月11日
期首元本額	30,965,797,028円
期中追加設定元本額	307,649,481円
期中一部解約元本額	3,032,803,193円
元本の内訳	
グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）	1,064,926,854円
ワールド・リート・オープン（資産成長型）	243,923,681円
ワールド・リート・オープン（毎月決算型）	26,697,973,236円
ワールド・リート・オープン（1年決算型）	202,525,342円
ワールド・リート・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	18,427,913円
ワールド・リート・オープン（資産成長型）為替ヘッジあり	12,866,290円
合計	28,240,643,316円
2. 受益権の総数	28,240,643,316口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年 6月11日 至 2024年12月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

区分	自 2024年 6月11日 至 2024年12月10日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2024年12月10日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[2024年12月10日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	834,422,551
合計	834,422,551

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[2024年12月10日現在]

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	73,476,039	—	74,244,800	768,761
	合計	73,476,039	—	74,244,800	768,761

（注）時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[2024年12月10日現在]
1口当たり純資産額	3.8903円
(1万口当たり純資産額)	(38,903円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
円	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	2,637	726,229,800	
		日本プロロジスリート投資法人	1,761	399,570,900	
		三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	5,108	501,605,600	
		日本ビルファンド投資法人	7,697	943,652,200	
		日本都市ファンド投資法人	3,156	277,096,800	
		日本ブライムリアルティ投資法人	3,157	1,011,818,500	
		インヴィンシブル投資法人	15,347	1,002,159,100	
		ジャパン・ホテル・リート投資法人	12,796	905,956,800	
円合計			51,659	5,768,089,700	
アメリカドル	投資証券	AGREE REALTY CORP	236,617	17,618,501.82	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	211,678	5,969,319.60	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	434,331	16,369,935.39	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	246,897	5,779,858.77	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	134,286	30,481,579.14	
		BXP INC	114,229	9,482,149.29	
		CARETRUST REIT INC	297,418	8,577,535.12	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	164,749	31,000,819.33	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	43,300	7,532,901.00	
		EQUINIX INC	56,201	54,457,644.98	
		EQUITY RESIDENTIAL	126,083	9,287,273.78	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	231,759	7,590,107.25	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	107,644	17,708,514.44	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	436,356	9,468,925.20	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	527,408	9,989,107.52	
		IRON MOUNTAIN INC	167,438	19,144,860.92	
		KILROY REALTY CORP	187,561	7,800,661.99	
		KITE REALTY GROUP TRUST	352,816	9,476,637.76	
		LAMAR ADVERTISING CO-A	55,943	7,362,098.80	
		LINEAGE INC	61,786	3,927,736.02	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	148,219	23,589,053.85	
		PROLOGIS INC	393,012	45,361,445.04	

		PUBLIC STORAGE	84,721	28,429,825.97	
		REALTY INCOME CORP	335,076	18,925,092.48	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	153,093	27,879,766.23	
		SUN COMMUNITIES INC	88,064	10,967,490.56	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	314,815	3,818,705.95	
		TANGER INC	185,609	6,689,348.36	
		URBAN EDGE PROPERTIES	394,092	8,918,301.96	
		VENTAS INC	237,740	14,516,404.40	
		VICI PROPERTIES INC	709,567	22,535,847.92	
		WELLTOWER INC	393,841	50,982,717.45	
アメリカドル合計			7,632,349	551,640,168.29 (83,595,551,102)	
カナダドル	投資証券	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	57,227	3,927,489.01	
		FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN	204,055	3,607,692.40	
		INTERRENT REAL ESTATE INVEST	273,318	2,883,504.90	
カナダドル合計			534,600	10,418,686.31 (1,113,861,753)	
オーストラリアドル	投資証券	CHARTER HALL GROUP	375,763	5,546,261.88	
		GOODMAN GROUP	919,128	34,743,038.40	
		NATIONAL STORAGE REIT	2,912,908	6,874,462.88	
		REGION RE LTD	3,063,760	6,525,808.80	
		SCENTRE GROUP	3,222,687	11,633,900.07	
		STOCKLAND	2,059,282	10,317,002.82	
オーストラリアドル合計			12,553,528	75,640,474.85 (7,369,651,464)	
イギリスポンド	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	1,176,838	4,311,934.43	
		DERWENT LONDON PLC	117,481	2,406,010.88	
		SEGRO PLC	507,257	3,753,701.80	
		UNITE GROUP PLC/THE	587,605	4,906,501.75	
		WORKSPACE GROUP PLC	637,593	3,372,866.97	
イギリスポンド合計			3,026,774	18,751,015.83 (3,622,883,768)	
香港ドル	投資証券	LINK REIT	1,174,146	40,508,037.00	
香港ドル合計			1,174,146	40,508,037.00 (789,906,721)	
シンガポールドル	投資証券	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	2,076,398	4,028,212.12	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	1,497,800	3,175,336.00	
		KEPPEL DC REIT	2,003,700	4,388,103.00	
		PARKWAYLIFE REAL ESTATE	656,000	2,460,000.00	
		SUNTEC REIT	838,800	1,006,560.00	
シンガポールドル合計			7,072,698	15,058,211.12 (1,701,728,438)	
ユーロ	投資証券	CARMILA	207,009	3,237,620.76	

	COVIVIO	45,547	2,271,884.36	
	KLEPIERRE	172,026	4,830,490.08	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	538,307	5,523,029.82	
	MONTEA NV	74,070	4,770,108.00	
	SHURGARD SELF STORAGE LTD	89,605	3,396,029.50	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	45,169	3,459,945.40	
ユーロ合計		1,171,733	27,489,107.92 (4,395,783,247)	
合計			108,357,456,193 (102,589,366,493)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資証券 32銘柄	100.00%	77.15%
カナダドル	投資証券 3銘柄	100.00%	1.03%
オーストラリアドル	投資証券 6銘柄	100.00%	6.80%
イギリスポンド	投資証券 5銘柄	100.00%	3.34%
香港ドル	投資証券 1銘柄	100.00%	0.73%
シンガポールドル	投資証券 5銘柄	100.00%	1.57%
ユーロ	投資証券 7銘柄	100.00%	4.06%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

2【ファンドの現況】

【ワールド・リート・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり】

【純資産額計算書】

2024年12月30日現在

（単位：円）

資産総額	71,477,716
負債総額	1,688,833
純資産総額（ - ）	69,788,883
発行済口数	90,761,509口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.7689
（10,000口当たり）	（7,689）

（参考）

ワールド・リート・オープン マザーファンド

純資産額計算書

2024年12月30日現在

（単位：円）

資産総額	108,525,222,314
負債総額	46,957,036
純資産総額（ - ）	108,478,265,278
発行済口数	28,037,191,849口
1口当たり純資産価額（ / ）	3.8691
（10,000口当たり）	（38,691）

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

< 更新後 >

（１）資本金の額等

2024年12月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間に於ける資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・ 会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・ 投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2024年12月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	809	40,305,480
追加型公社債投資信託	16	1,556,148
単位型株式投資信託	86	389,252
単位型公社債投資信託	45	113,323
合 計	956	42,364,203

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

(1) 受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（2024年9月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2024年9月末現在)	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪ e スマート証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	54,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	13,195 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 再委託先

名称：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク

資本金の額（注）：585,672千米ドル（2022年12月末現在）

事業の内容：各種の証券を購入、売却、交換および取引することを含む投資運用業務を営んでいます。

（注）発行済み普通株式と払込資本の合計額。

マザーファンドの重大な約款変更の実施が確定したため、2025年3月31日より以下の記載となります。

名称：シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシー

資本金の額：10,407,855米ドル（2023年12月末現在）

事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

3【資本関係】

<訂正前>

該当ありません。（2024年6月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

<訂正後>

該当ありません。（2024年12月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年2月12日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているワールド・リート・オープン（毎月決算型）為替ヘッジありの2024年6月11日から2024年12月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワールド・リート・オープン（毎月決算型）為替ヘッジありの2024年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山田 信之

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田嶋 大士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月3日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴見将史

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田嶋大士

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。